

# 東京23区における 公共の喫煙所の整備について

たばこを取り巻く環境対策  
喫煙所整備促進調査  
—取組が顕在化した主要都市を対象として—



株式会社プランワークス 政策研究所 (PPI)  
Planworks Policy Research Institute



# 望まない受動喫煙防止を前提とした法整備

## 健康増進法による屋内空間での受動喫煙防止

2020年4月に改正健康増進法が全面施行され、飲食店やオフィスをはじめとする多数の者が利用する施設では、原則として屋内での喫煙が禁止されることとなった。

例外的に喫煙を認める場合でも、煙が他の利用者に漏れ出さない構造・換気設備を備えた喫煙専用室等の厳格な基準を満たした区画に限定され、従来のような「分煙席」や簡易な仕切りだけでは認められない仕組みに改められている。

しかし、この法制度は喫煙行為そのものを一律に禁じる「全面禁煙法」ではなく、**望まない受動喫煙から非喫煙者を守ることを最優先する**という考え方を採用している。

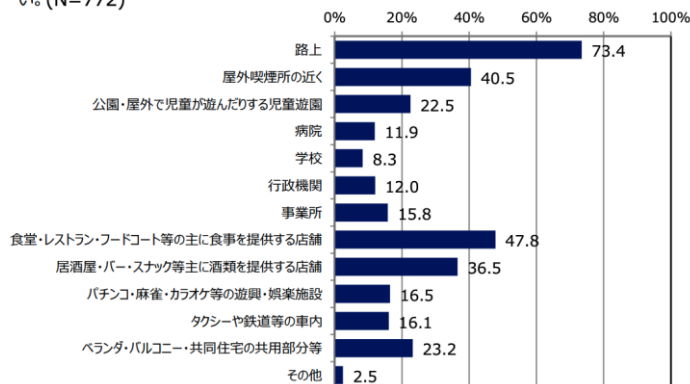
たばこの嗜好性、既存の喫煙人口の多さを踏まえ、水面下の違反行為や規制反発を招く可能性を踏まえると、**喫煙者と非喫煙者が共存するための現実的かつ実効性のある施策を検討すべき**と考える。

## 屋内対策の進展と屋外への喫煙場所移行

改正健康増進法により屋内施設での喫煙規制が急速に進展した結果、従来は分煙や喫煙可としていた店舗・事務所でも屋内禁煙への転換が一気に進み、受動喫煙にさらされる機会は屋内環境において減少した一方で、この規制強化により喫煙行動の主な舞台が屋外空間へと相対的にシフトしている。

国立がん研究センターによる意識調査では、**受動喫煙で「不快な思いをした場所」として屋内施設よりも「路上」の比率が約7割と最も高く、屋内対策の進展に伴う新たな課題が浮き彫りになっている。**

【非喫煙者】あなたが受動喫煙で不快な思いをした場所をすべてお答えください。(N=772)



出典：世界禁煙デー世論調査 2023

令和5年5月31日 国立研究開発法人 国立がん研究センター

## 路上喫煙の政策課題化



第一種施設では、周辺道路や駅前広場などで喫煙行為が集中するケースが報告されている。

従来は環境美化条例の対象とみなされていた路上喫煙が、現在では**受動喫煙対策の観点からも重要な政策課題として再定義**されつつある。

つまり、屋内規制による受動喫煙防止効果を実現するためには、**必然的に屋外空間における喫煙場所の配置計画と路上喫煙規制の在り方を統合的に検討する必要**が生じている。

# 屋外への喫煙場所移行と路上禁煙の広がり

## 大都市における路上喫煙禁止施策の展開

路上喫煙禁止をめぐるのは、東京や大阪をはじめとする**大都市圏で、環境美化の向上と受動喫煙に対応する条例ベースの取組が進展**している。

東京都では、千代田区が2002年に全国初の過料付き路上喫煙禁止条例を制定して以降、23区すべてが路上喫煙を規制する条例・要綱を整備した。駅周辺や繁華街に喫煙禁止区域を設定し、受動喫煙防止、やけどリスク軽減、吸い殻散乱防止を総合的に掲げている。

大阪市は2025年1月、路上喫煙禁止区域を市内全域へ拡大した。紙巻きたばこだけでなく加熱式たばこも規制対象とし、違反者には1,000円の過料を科す。

市内各所に喫煙所を整備・案内することで、喫煙を限定された空間に誘導しつつ、路上での受動喫煙を抑制する分煙型のまちづくりを進めているが、不足感は否めない。

## 喫煙者への明確な代替行動案の提示が必要不可欠



路上喫煙を条例で禁止したとしても、現実には街区全体を完全禁煙とすることは難しく、一定数の喫煙者は必ず存在し続ける。

したがって、明確な代替行動案を示さないまま禁止区域だけを拡大すると、喫煙者は路地裏やエリア境界のすぐ外側といった、監視や清掃の手が届きにくい場所へと押し出されてしまう。

その結果、吸い殻のポイ捨てや火のついたたばこの不適切な処理が増え、**火災・ボヤの危険性、ならびに周辺住民が想定していなかった場所での受動喫煙がむしろ拡大するリスク**が高まる。

## 適切な数の喫煙所設置による分煙の推進を

こうした負の連鎖を避けるためには、禁止区域の設定と併せて周辺環境に配慮した喫煙所を整備し、喫煙者を適切な喫煙所へ誘導することが不可欠であり、そのことが結果として路上喫煙の抑制と都市空間全体の安全・快適性の向上につながる。

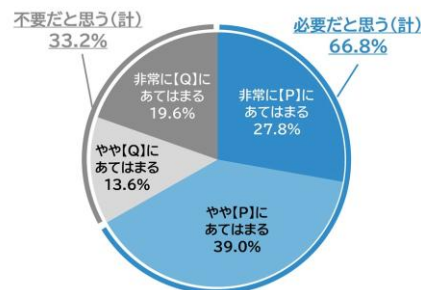
## 紙巻きたばこ・加熱式たばこ共用の喫煙環境整備が鍵

ネットエイジア「『喫煙・喫煙スペース』『たばこ税』に関する意識・実態調査2025」によれば、**非喫煙者の66.8%が喫煙スペースは必要だと回答**しており、そのうち62.0%が「受動喫煙を避けることができるから」を理由として挙げている。

また「あったほうがいい喫煙スペースのタイプ」について、喫煙者・非喫煙者ともに「**紙巻きたばこ・加熱式たばこ共用の喫煙スペース**」が最も多く支持されており（喫煙者48.4%、非喫煙者51.0%）、**加熱式たばこ専用**に限定した設備整備では双方のニーズに応えられないことが明らかである。

喫煙者全体が利用できる共用型の喫煙所整備こそが、路上喫煙の抑制と望まない受動喫煙防止という課題解決に直結する。

◆喫煙スペースに対する意識【単一回答形式】  
喫煙スペースは…  
【P】必要だと思う【Q】不要だと思う  
対象：非喫煙者(n=500)



出典：ネットエイジア

# 受動喫煙以外のリスクも軽減する喫煙所整備

## 防災・防犯の観点からの必要性

路上や植え込みへの吸い殻のポイ捨ては、受動喫煙だけでなく**火災リスク**という意味で看過できない問題をはらんでいる。

乾燥した季節には、まだ火の残った吸い殻が街路樹やゴミ箱、建物周辺の可燃物に燃え移り、ポヤヤ建物火災に発展した事例も各地で報告されている。

規制を強化した大阪市では、**2025年1月16日に商店街でポイ捨てによる火事が発生**している。

火の管理された喫煙所を集中的に整備することは、喫煙行為を安全な場所に集約し、**街全体の火災リスクを低減する「防災インフラ」**としての役割を果たす。

自治体としても、路上喫煙の取締りと同時に、消火器・耐火灰皿を備えた喫煙所を要所に設けることで、防災計画と一体となったたばこ対策を進めることができる。

さらに、割れ窓理論（小さな乱れの放置が悪化を招く）が示すように、たばこのポイ捨てを放置すると、「これくらいならいい」という空気が広がり、**治安悪化や重大な犯罪、モラル低下を招きかねない**。



## 観光・オーバーツーリズム対策の視点

**インバウンド観光客の増加やオーバーツーリズム**を踏まえると、吸い殻やゴミが目立つ景観は、受動喫煙防止や防災リスクだけでなく、都市のブランド価値そのものを損なうリスクとなる。

特に、屋外では喫煙可能・屋内では禁煙が一般的な海外からの来訪者にとって、日本の屋外で「どこで吸えるのか」「どこに捨てればよいのか」が分かりやすく示されているかどうかは、その都市への信頼感や再訪意向を左右する重要な要素である。

一定水準のトイレ・ゴミ箱・喫煙所を計画的に整備し、多言語**表示で案内することは、オーバーツーリズム対策であると同時に、「きれいで成熟した都市」というブランドを維持・強化するための基盤インフラ**であり、単に「マナーを守ってください」と呼びかけるだけでは得られない効果をもたらすと考えられる。

## 行政コストと住民負担の軽減

ポイ捨てを前提としたまま規制と清掃だけで対応しようとする、**パトロール・指導・清掃に多大な人的コストがかかり、自治体財政や事業者・住民の負担が増大**してしまう。

周辺環境の状況から、適切な場所に公共喫煙場所を整備し、そこに灰皿・ゴミ箱・掲示物を集約することで、清掃・監視の対象エリアを絞り込み、限られたリソースで高い効果を上げることが可能になる。

喫煙所の整備は、受動喫煙対策にとどまらず、**防災・景観・コストの各面からも合理的な投資であるという位置づけが重要**であり、その総合効果を可視化しながら、関係者の合意形成を進めていくことが求められる。

地域住民の自助に頼るのではなく、行政が責任を負うべきと考える。

# 東京23区における喫煙ルールと環境整備の状況

## 改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例による屋内規制

改正健康増進法が施行され、2019年7月に学校・病院・行政機関等では原則敷地内禁煙が義務化された。

飲食店等の第二種施設においても2020年4月以降は原則屋内禁煙となり、一定の要件を満たした場合に限り喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の設置が認められている。

東京都はこれに加え独自の「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、国法を上回る規制を設けることで、望まない受動喫煙を防止するための屋内環境整備を率先して推進してきた。

健康増進法・都条例の対象施設のポイント

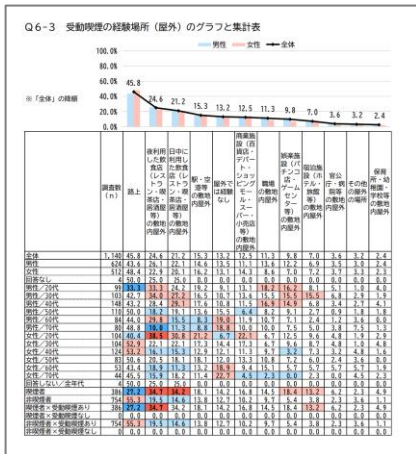
- 敷地内禁煙 | 屋内禁煙（喫煙場所設置不可）  
屋外に特定屋外喫煙場所設置可
- 学校・病院・診療所・児童福祉施設・行政機関等  
※ただし、幼稚園、保育所、小・中・高校は、屋外にも喫煙場所の設置を不可（努力義務）とします。  
※バス・タクシー・航空機は、車内（機内）禁煙です。
- 屋内禁煙 | 禁煙または喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置
- 2人以上の者が利用する施設等  
事務所、工場、ホテル、旅館、旅客船舶、旅客鉄道、従業員がいる飲食店

※従業員のいない飲食店は、事業者が屋内禁煙か喫煙を選択します。

出典：東京都

こうした法規制の進展により、都の調査によると都内飲食店の69.8%が屋内全面禁煙に移行しており、屋内の喫煙環境は大きく変化している。

## 屋内規制進展に伴う屋外喫煙への流出と喫煙所需要の高まり



出典：東京都

屋内喫煙規制が徹底されるにつれ、喫煙者の行動は必然的に屋外へと移行している。

東京都が令和7年度に実施した「受動喫煙に関する都民の意識調査」(n=3,000)によれば、受動喫煙を経験した場所（屋外）として「路上」を挙げた回答が45.8%と最も高く、非喫煙者に限ると55.3%にのぼる。

屋内の喫煙規制が強化されるほど、喫煙者は吸える場所を失い、路上での喫煙が増加するという構造的な課題が浮き彫りとなっている。

望まない受動喫煙の防止を屋外においても実現するためには、喫煙者の受け皿となる適切な喫煙所の整備が不可欠である。

## 東京都と各区の喫煙環境整備の取組と民間喫煙所助成制度の展開

東京都は、区市町村が整備する屋内外の公衆喫煙所に対し補助を行っている。

東京23区の各自治体は、それぞれ独自に喫煙環境整備に取り組んでいる。

各区では、直営または指定により喫煙所を整備しており、23区のうち20区において民間事業者が喫煙所を設置する際の費用を助成する制度が導入されている。

こうした官民双方の取組により、喫煙所ネットワークの拡充が図られている。

各区の助成制度の金額や助成率は異なるものの、行政が積極的に整備を後押しする姿勢は共通しており、喫煙者と非喫煙者が共存できる都市環境の形成に向けた継続的な施策展開が確認できる。



## 東京23区における路上喫煙禁止地区の現状と課題

### 東京23区全域に広がる路上喫煙禁止規制の現状

東京23区では、**現在すべての区において何らかの路上喫煙禁止に関する条例・規制が整備されている。**

各区は区内の**人通りが多い駅周辺や繁華街を中心に路上喫煙禁止区域を指定し、吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙所の整備等総合的な路上環境美化を推進してきた。**

規制の形式は各区の条例によって異なり、**過料を伴う厳格な制度を設けている区から、マナー啓発を主とした区まで多様である。**

一方で、路上禁煙区域の拡大が進む中、喫煙者が喫煙できる場所の確保が追いついておらず、**禁煙区域外の路上や路地裏での喫煙が集中するという新たな課題も生じている。**



### 路上禁煙規制の強化がもたらす「吸える場所」不足の問題



路上喫煙禁止区域が拡大するほど、喫煙者が喫煙できる空間は限定される。

喫煙所が設置されていない禁煙区域では、喫煙者が区域外の路上・公園・建物の陰などに集中し、むしろ**局所的な受動喫煙リスクや環境悪化を招く事例**が各地で報告されている。

東京都「令和7年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」(n=3,267店)においても、飲食店からの要望として「**行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい**」が**18.9%で上位に位置**しており、国法・都条例の直接的影響を受ける飲食店からも喫煙所整備の必要性が強く認識されている。

規制を導入するのであれば喫煙場所の整備・確保もセットで進めることが求められる。

### 来訪者・観光客への周知不足と禁煙区域管理の課題

東京23区は**国内外から多数の来訪者・観光客を受け入れる国際都市**であり、居住者のみを対象とした路上禁煙対策では実効性に限界がある。

**路上喫煙禁止区域は各区が独自に指定しているため、区をまたいで移動する際に規制の有無や範囲が変わることも多く、居住者以外には把握が難しい状況**にある。

看板やマーク等による表示はあるものの、多言語対応が十分とは言えず、意図せぬ違反の一因となっている。

また、路上禁煙区域内に喫煙所が整備されていない場合、**どこで喫煙すれば良いかを案内する手段も不十分なことが多い。**



## 喫煙対策と喫煙所設置の必要性

### 受動喫煙防止・リスク回避には屋外喫煙所整備が有効



屋外の喫煙問題に対応するには、喫煙所をしっかりと設置したうえで、**喫煙者を適切な喫煙所へ誘導し、路上での無秩序な喫煙を減らす**ことが最も直接的かつ効果的な対策となる。

喫煙所は喫煙者のための施設であると同時に、**非喫煙者を路上等での望まない受動喫煙から守るインフラ**として機能する。

また、喫煙所の整備がもたらす効果は、受動喫煙の防止のみならず、**吸い殻のポイ捨て抑制、歩行者との接触・火傷事故の回避、火災リスクの低減、景観改善**など、複合的な都市環境改善効果が生まれる。

### 民間助成制度の活用と官民協働による喫煙環境整備推進



東京23区では、行政直営・指定喫煙所に加えて民間施設への助成を組み合わせた多層的な喫煙環境整備が進んでいるが、**人口密度が高く来訪者の多い実態に照らすと、現状の喫煙所数は路上喫煙対策を進めるためには依然として不十分**であり、さらなる拡充が求められる。

**助成対象の拡大・助成率の引き上げ・オフィスビルや商業施設内の既存喫煙スペースの一般開放支援**など、複数の手法を組み合わせた面的整備が必要である。

**東京都の市町村が整備する公衆喫煙所への補助の充実**も各区の喫煙環境整備にとって有効である。

**行政・民間事業者・地域団体が一体となって喫煙環境整備を推進**することが、喫煙者と非喫煙者の真の共存を実現する上で重要である。



# 当該エリアを500mメッシュに分割して算定

## 喫煙所設置数算定の基準

KDDIのモバイル空間統計を用いて、東京23区を500mメッシュ単位で区分し、それぞれのメッシュごとに、**住民・通勤者に加えて、近距離レジャー・日帰り来訪・イベント来訪が重なりやすく、東京都の滞在人口が最大化すると考えられる2025年5月の1ヶ月間について「滞在人口の最大値」を算出・リスト化したうえで設置数を算定した。**

滞在人口が恒常的に少ないエリアまで一律に喫煙所を想定すると、過剰整備や維持管理コストの増大につながるおそれがあるため、ピーク時人口が1万人未満のメッシュは今回の検討対象から除外し、一定以上の人流が集中するメッシュのみを配置検討のベースとしている。

その上で、**対象メッシュごとの滞在人口規模に応じて必要喫煙所数を段階的に設定**する考え方を採用した。（設置数基準は、大阪市調査と同様／下表参照）

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

### 基準となる面積の根拠

今回の算定で、喫煙所設置数の根拠となった京都駅周辺の設置エリア（500m四方）を面積の単位とする。喫煙所に徒歩で移動できる距離（半径300m）に近い面積でもある。

（参考）JR京都駅：127,178人/日（2020年度乗車人数）、近鉄京都駅：31,753人/日（2021年度乗降客数を半分で割った数字）、地下鉄京都駅：36,647人/日（2020年度乗車人数）、JR京都駅周辺喫煙所数8箇所  
 **$(\text{JR京都駅} + \text{近鉄京都駅} + \text{地下鉄京都駅}) \div 8 = 24447 \approx 2.5\text{万人}$**

**駅の影響範囲⇒500mメッシュ**  
**⇒必要設置数を2.5万人に1か所（増加分は下表）**



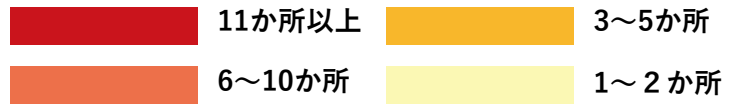
### 喫煙所設置数・算定基準表（大阪市調査使用分に上限50万人未満までを追加）

以上	未満	必要数
1万人以上	2.5万人未満	1
2.5万人以上	5万人未満	2
5万人以上	7.5万人未満	3
7.5万人以上	10万人未満	4
10万人以上	12.5万人未満	5
12.5万人以上	15万人未満	6
15万人以上	17.5万人未満	7
17.5万人以上	20万人未満	8
20万人以上	22.5万人未満	9
22.5万人以上	25万人未満	10
25万人以上	27.5万人未満	11
27.5万人以上	30万人未満	12
30万人以上	32.5万人未満	13
32.5万人以上	35万人未満	14
35万人以上	37.5万人未満	15
37.5万人以上	40万人未満	16
40万人以上	42.5万人未満	17
42.5万人以上	45万人未満	18
45万人以上	47.5万人未満	19
47.5万人以上	50万人未満	20
	1万人未満	0

## 東京23区必要喫煙所数

喫煙所必要設置数は  
**2,543か所**との試算

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例 (500mメッシュ)



区名	必要設置数	既存設置数合計*	民間喫煙所設置 助成制度	区名	必要設置数	既存設置数合計*	民間喫煙所設置 助成制度
千代田区	149	82	○	渋谷区	117	60	○
中央区	93	76	○	中野区	68	9	○
港区	155	113	○	杉並区	105	14	○
新宿区	163	32	○	豊島区	106	7	○
文京区	57	8	○	北区	86	14	○
台東区	100	32	○	荒川区	45	10	○
墨田区	70	8	○	板橋区	105	14	○
江東区	154	22	○	練馬区	116	9	
品川区	118	18	○	足立区	139	19	
目黒区	59	13	○	葛飾区	83	20	○
大田区	167	11	○	江戸川区	112	6	
世田谷区	176	44	○				
				合計	2543	641	20区

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが、設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

\* 既存設置数合計 (行政直営 + 行政指定)  
プランワークス政策研究所調べ

## 区別・属性分類

区の特徴に合わせて  
3つの属性に分類

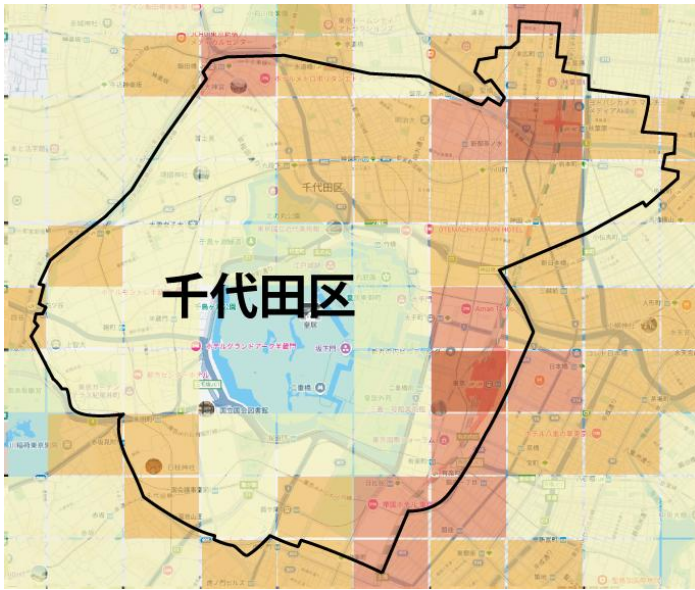
「オフィス街」「商業・観光エリア」「住宅エリア」  
特徴に合わせて1～2属性で分類

区名	必要設置数	必要数重点エリア		エリア属性			特徴コメント
		11か所以上	6～10か所	オフィス	商業・観光	住宅	
千代田区	149	2	5	●	●		大手町・丸の内・霞が関の業務中枢+皇居・秋葉原・神保町 滞在人口の多いエリアが多数あり、さらなる喫煙所設置が必要
中央区	93		3	●	●		日本橋・京橋の業務機能+銀座・築地・月島 滞在人口の特性を踏まえた喫煙所配置が必要
港区	155	1	2	●	●		虎ノ門・新橋・赤坂の業務集積+六本木・麻布・臨海部の集客力 飲食街もあり、重点的な喫煙環境整備が必要
新宿区	163	2	3	●	●		西新宿の超高層オフィス+新宿駅周辺・歌舞伎町 大規模な歓楽街を含むエリアであり、喫煙所不足解消が必要
文京区	57			●		●	文教・医療集積がありつつ落ち着いた住宅地色も強い
台東区	100		4		●		上野・浅草を軸に東京有数の観光集積 インバウンドを含む観光客が多く、さらなる喫煙所設置が必要
墨田区	70		1		●	●	東京スカイツリー・両国を抱えつつ住宅地も広い
江東区	154				●	●	豊洲・有明などの集客と湾岸住宅地・既成市街地の両面
品川区	118		2	●			品川・大崎・五反田の業務機能+城南住宅地 ● オフィスの他、交通拠点として人口が集中するエリアには、喫煙所の整備が必要
目黒区	59				●	●	住宅地が主軸で中目黒・自由が丘が強い集客点
大田区	167		1			●	23区南部の大規模住宅地としての性格が強い
世田谷区	176				●	●	東京最大級の住宅区。下北沢・二子玉川・三軒茶屋の商業性も大きい
渋谷区	117	1	2	●	●		渋谷・原宿・表参道の商業集積+IT・本社機能 ● 若年層やインバウンド客の集積地でもあり、さらなる喫煙環境整備が必要
中野区	68		1		●	●	住宅地がベースで中野駅周辺の商業集積が強い
杉並区	105				●	●	住宅都市が主軸で高円寺・阿佐ヶ谷の回遊性が高い
豊島区	106	1	2	●	●		池袋副都心の商業・業務集積が中心 ● 集客・観光需要が増加していることから喫煙環境整備が必要
北区	86		1			●	赤羽・王子の拠点性はあるが全体では住宅地色も強い
荒川区	45					●	下町住宅地の色合いが強い
板橋区	105					●	北西部の大規模住宅地としての性格が強い
練馬区	116					●	23区有数の大住宅区
足立区	139		1		●	●	広域住宅地が主で北千住が大きな商業拠点
葛飾区	83				●	●	住宅地が主で柴又など観光色もある
江戸川区	112				●	●	大規模住宅地が主で葛西臨海公園周辺は集客力あり
合計	2,543						

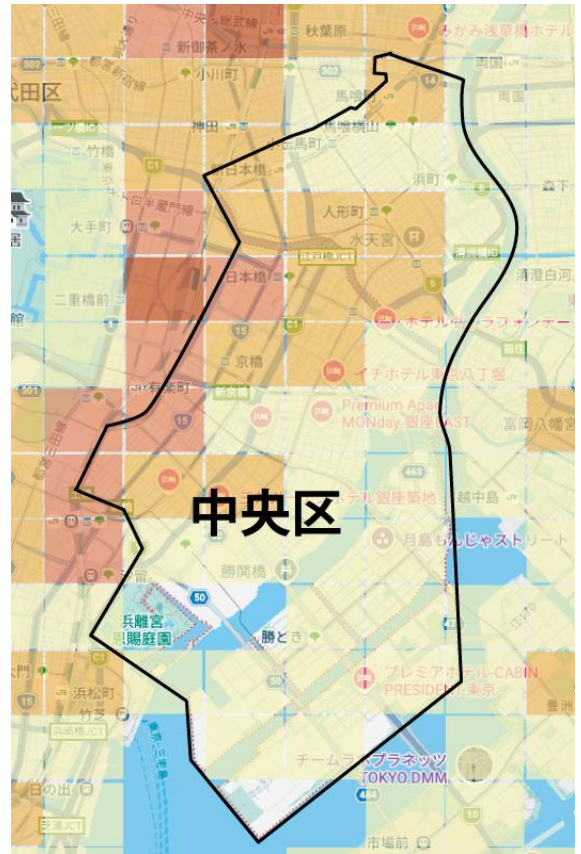
※ 昼間人口や昼夜間人口比率が高い区は「オフィス街」寄り、繁華街・観光地・大型集客施設が強い区は「商業・観光エリア」寄り、常住人口が多い区や公式に住宅地・住宅都市として説明される区は「住宅エリア」寄り、という考え方で整理。

# 区別・喫煙所必要設置数マップ

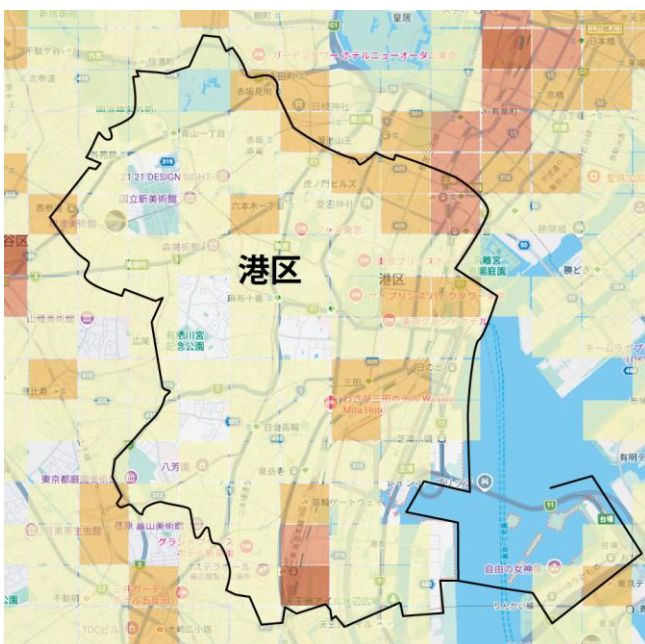
千代田区 (149か所)



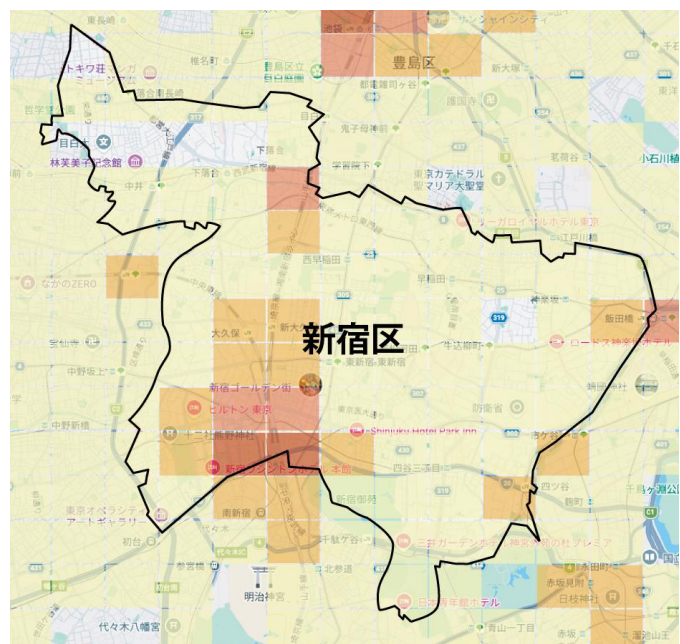
中央区 (93か所)



港区 (155か所)

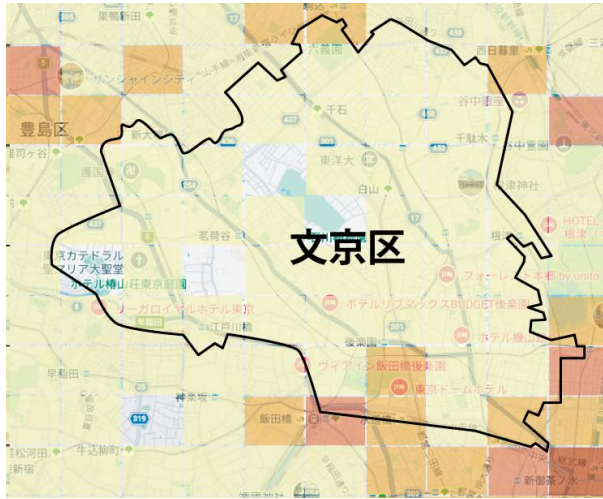


新宿区 (163か所)

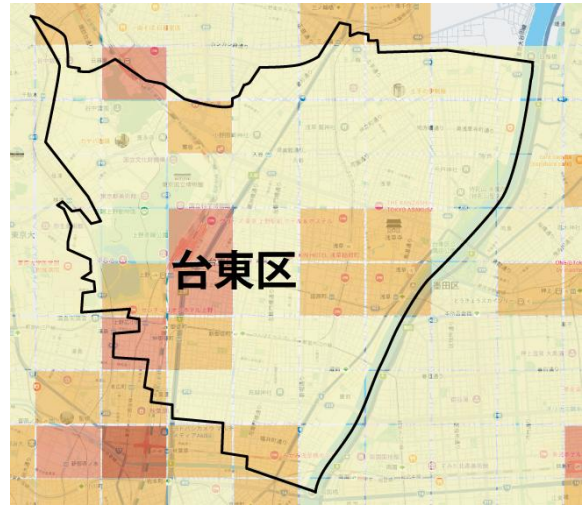


# 区別・喫煙所必要設置数マップ

文京区 (57か所)



台東区 (100か所)



墨田区 (70か所)

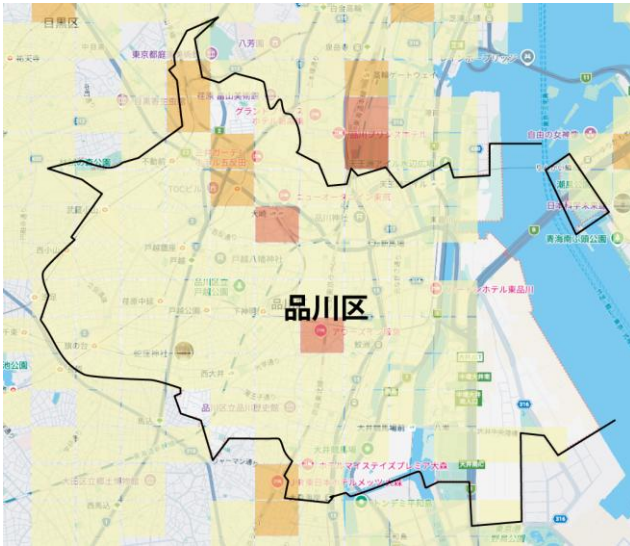


江東区 (154か所)

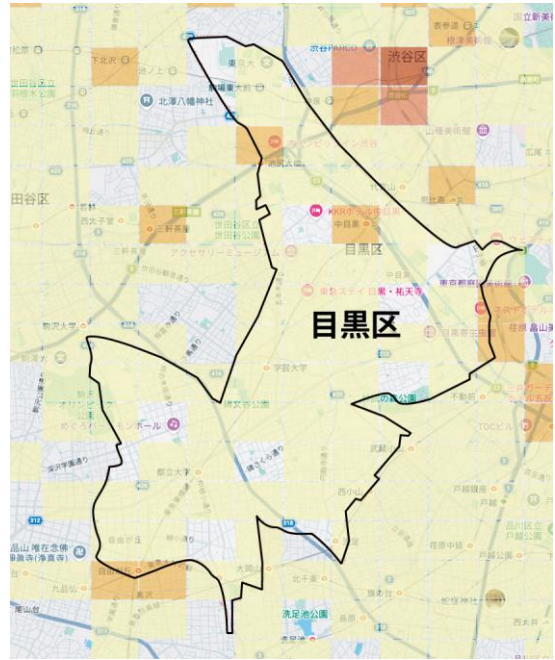


# 区別・喫煙所必要設置数マップ

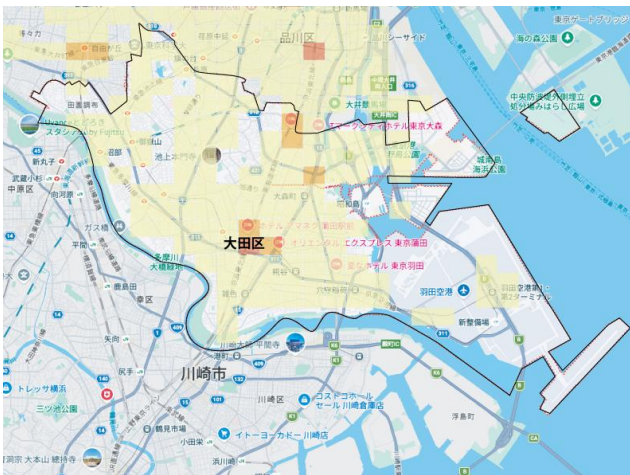
品川区 (118か所)



目黒区 (59か所)



大田区 (167か所)

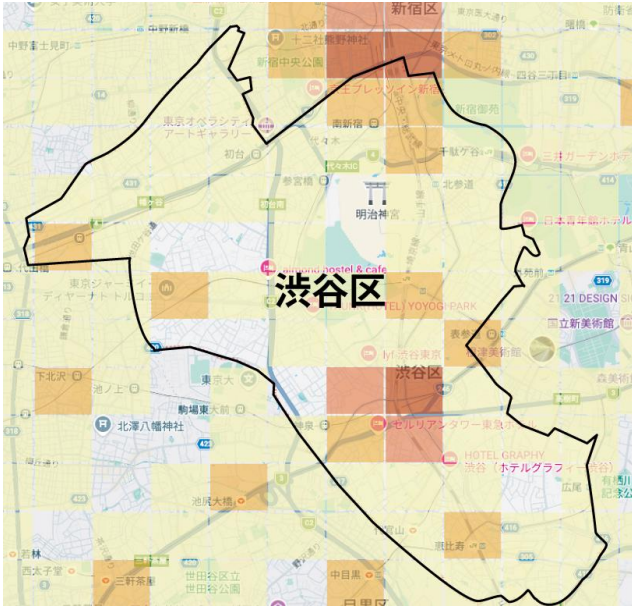


世田谷区 (176か所)

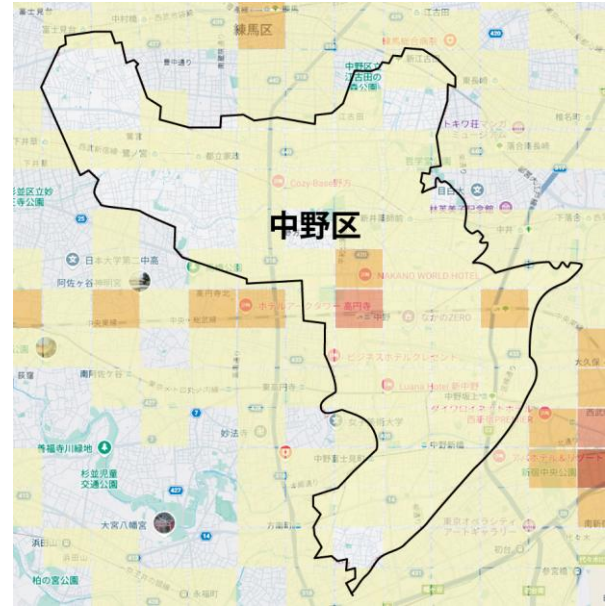


# 区別・喫煙所必要設置数マップ

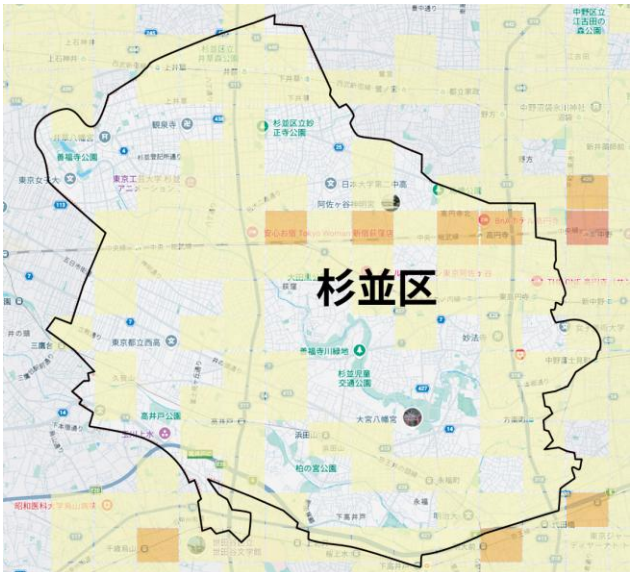
渋谷区 (117か所)



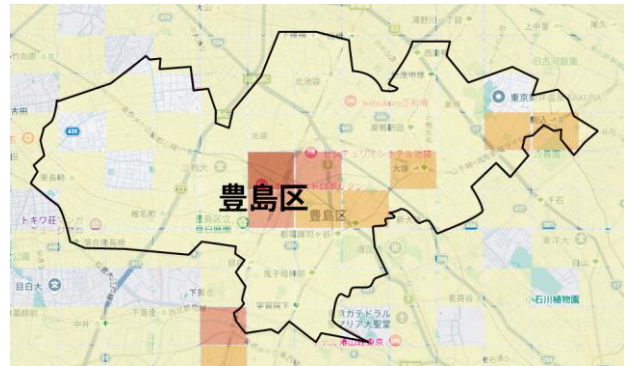
中野区 (68か所)



杉並区 (105か所)

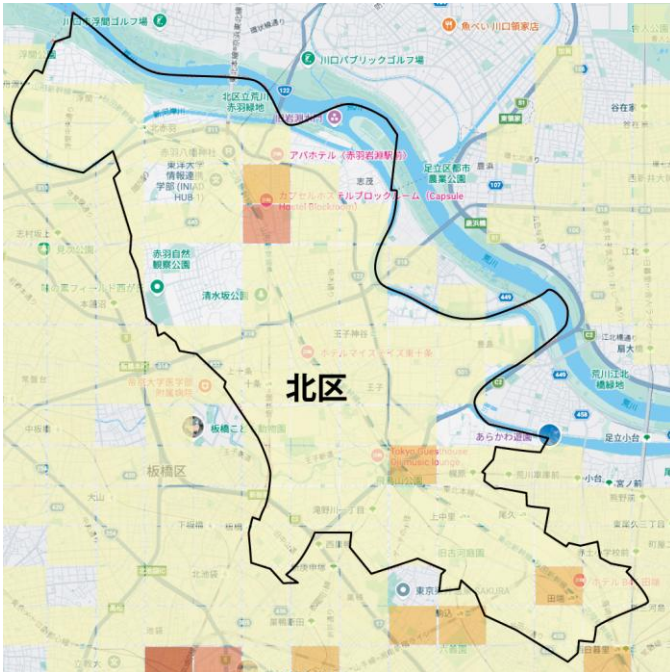


豊島区 (106か所)

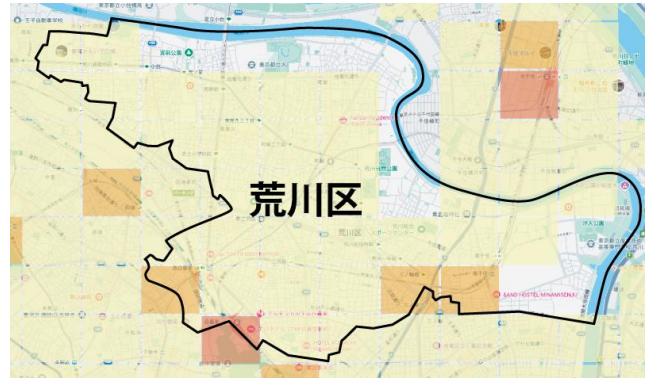


# 区別・喫煙所必要設置数マップ

北区 (86か所)



荒川区 (45か所)



板橋区 (105か所)



練馬区 (116か所)



# 区別・喫煙所必要設置数マップ

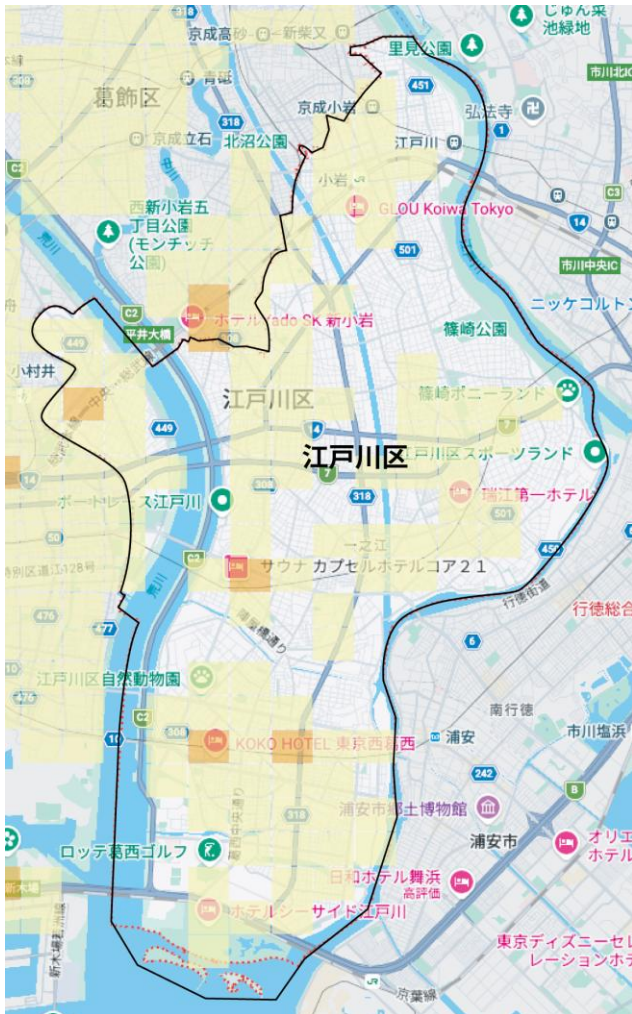
足立区 (139か所)



葛飾区 (83か所)



江戸川区 (112か所)



# 東京23区における喫煙所整備促進について

## 喫煙所設置規模の考え方

本調査では、受動喫煙防止、ポイ捨て抑制、火災リスク低減等を踏まえた合理的な受け皿規模を示すべく、人口分布や通勤・通学動向、来街者数といった人口動態データをもとに、東京23区全体として**必要となる喫煙所数を2,543か所と推計**した。

## 属性別の配置方針と提言

### 【オフィス街】駅前に限らず満遍なく整備が必要

路上喫煙禁止区域の拡大に伴い、オフィス街における喫煙所の面的整備が急務であり、**駅前に集中する現状を改め、ビル密集地帯を含むエリア全体への配置が必要**。

**都心部の高賃料が障壁**となっており、民間喫煙所設置助成金の補助上限引き上げと運営費助成の拡充により、民間参入を促進すべき。

### 【商業・観光エリア】インバウンド増加対応

インバウンド急増に伴い自治体ごとの喫煙ルールの違いが混乱を招いており、**商業・観光エリアでの喫煙所の視認性向上と必要箇所数の確保が急務**である。

多言語対応の標識など**外国人にわかりやすい「喫煙所の明示」**も必要。

また、**再開発工事期間中の代替喫煙場所を確保**するとともに、**計画段階から喫煙所整備を組み込む仕組みも必要**。

### 【住宅エリア】駅前含む通勤導線周辺に整備

住宅エリアにおいては、**居住者の通勤動線である駅前・駅周辺を中心に喫煙所の整備が不可欠**であり、動線に沿って満遍なく配置することが求められる。

住宅地における喫煙環境の整備は、路上喫煙の抑制と地域の生活の質の向上に直結する重要な施策。

各エリアにおいて、**東京都の区市町村への公衆喫煙所整備補助要件拡充、都施設活用促進で区有地不足を補うことも必要**。

## 紙巻きたばこ・加熱式たばこ双方の喫煙所整備を

紙巻きたばこ・加熱式たばこ双方の利用者が混在する実態を踏まえ、**加熱式専用**に偏らず**両方に対応した喫煙所を整備すべき**であり、加熱式たばこ専用化による排除が路上喫煙を誘発しないよう実態に即した対応が必要である。

## 官民連携による整備・運営

23区中20区に助成制度があるものの、**活用状況に差があり、助成内容の拡充や要件緩和が必要**と考えられる。

## データサイエンスにもとづく議論の起点

本調査で得られた知見は、屋外喫煙対策に関する意思決定を、**感覚的な議論からデータに裏付けられた検討（データサイエンス領域／EBPM：証拠に基づく政策立案）**へと転換していくための起点の一つであり、東京都および23区と関係主体がそれぞれの立場から課題や選択肢を持ち寄り、より実効性の高い施策へと具体化していくプロセスが重要となる。

## 調査主体

### 株式会社プランワークス

株式会社プランワークスは、2013年に設立された調査企画会社です。

公共政策や行政分野を中心に、企業・団体のマーケティングや広報に関する各種リサーチと企画立案を行い、データに基づく実践的なプランニングを提供しています。



### プランワークス政策研究所とは

「プランワークス政策研究所」（旧トレンドラボ）は、次世代のプランニングを創造する政策研究シンクタンクとして、行政課題や社会課題に関する独自調査・分析を行う専門ユニットです。

そこで得られた知見を、政策提言やレポート制作だけでなく、具体的な企画・施策の設計にも反映し、行政・企業双方のパートナーとして機能することを目指しています。



#### <連絡先>

※調査に使用した元データご希望の際は、  
下記よりお問い合わせください

**プランワークス 政策研究所**  
E-mail [ppi@planworks.jp](mailto:ppi@planworks.jp)

※各メッシュごとの設置数などの元データご希望の際は、メールまたはHPフォームよりお問い合わせください